

議第163号「2023年度熊本市一般会計補正予算」に賛成できない点を述べて、反対討論を行います。

第1に、宿泊税検討委員会の設置に関する条例と予算が提案されています。示されているスケジュール案では、宿泊税検討委員会は、10月から来年3月までの半年間に5回開催し、3月には答申が出される予定です。しめくり質疑で答弁されたように、検討される内容は、導入の是非から、税の内容にまでかわる踏み込んだ中身の検討が予定されています。新たな税制の検討がわずか6カ月で答申というのは、あまりに拙速だと言わなければなりません。

宿泊税は、すでに導入済みの自治体がありますが、課税される税額の根拠が乏しい問題、定額の設定で累進制という税本来のあり方に反する公平性の問題、宿泊者に転嫁できない中小零細宿泊事業者に重い負担となる問題、しかも、税の徴収・納付に関わる作業が増大し、中小零細事業者には何らかの支援がなければの事務作業も負担になる問題、目的税と言いながら使い道が曖昧・無限定で、一般財源と何ら変わらない用途になってしまう問題など、種々の問題点が指摘されていました。しかも、導入検討の段階で指摘された問題点に、執行部側は「導入までには何とかする」と言いながら、実施段階になっても、その問題点が改善されないままに徴収が始まるという状況が少なくない自治体で見られました。議会にも十分な説明すらできていないまま半年の検討委員会で導入の是非と内容を決めていけば、その後に矛盾が噴出してくるのではないのでしょうか。それは、検討する側として無責任ではないではないかと思います。

歳入の柱である税は、自治体財政の基本となるもので、税制の検討は慎重かつ丁寧であるべきです。この間、執行部としての検討や調査は行いながら、議会への丁寧な説明が不足したまま、検討委員会設置を提案すること自体、あまりにも議会軽視、自治体の基本を欠いたすすめ方ではないかと思います。

議会の説明・納得がないまま、検討委員会を設置し、審議・答申をし、答申の結論を理由に方向性を決める、このようなやり方を当たり前のように行

うべきではありません。議会への丁寧な説明・情報提供を欠いた宿泊税検討²委員会設置は一旦撤回していただくよう求めます。

第2に、政策局・環境局・経済観光局・都市建設局・議会局において、「台湾との交流促進経費」「半導体関連企業誘致強化事業」「半導体関連企業進出に係る都市環境等調査経費」として、台湾への渡航経費が予算化されています。総額は、21人分で、904万円です。TSMC熊本進出を機に、どの局も、どの局もこぞって台湾現地への視察が必要なのか、詳細な調査内容が決まっておらず、渡航ありきの台湾行きになっている感が否めません。これでは、物価高騰で、渡航費用も格段に値上がりしています。4泊5日の台湾行きにひとり43万円もの費用がかかり、総勢21人が団体で行くことに、市民の理解・納得が得られるでしょうか。

海外視察については、欧米であろうが、東アジアであろうが、海外へ公費で行く必要性を市民に説明し、理解や納得の得られるものにしなければなりません。そして、事後についても、市民も対象にして、詳細な研修・交流の内容を報告し、具体的にどのような形でその成果を施策に生かしていくのか、その効果も含めて市民に示していただくよう、お願いしておきます。

第3に、国民健康保険会計のシステム改修経費3696万円は、マイナンバーへの対応としてのシステム改修をすすめていくものです。後期高齢者医療保険会計における標準仕様準拠システムへの移行にかかる差異分析調査の経費もマイナンバー対応をすすめていくものです。

医療保険制度におけるマイナンバーの問題点は、トラブルの止まらない、欠陥商品のマイナ保険証を何があっても強行しようとしていることです。そのための関連予算が補正のたびごとに次々と出されるのは、大いに問題です。問題から目を背けて、国いいなりにマイナ保険証を市民に押し付けることは、市民にも、医療機関にも大きな負担と犠牲を強いるものとして絶対に容認できません。市長の姿勢が問われる問題です。

第4に、小学校給食の民間委託に係る債務負担行為の補正では、すでに民間委託となっている小学校給食調理の業務委託更新が6校、さらに新規に2校を民間委託へと移行するものとなっています。学校給食調理の民間委託は、栄養教諭と調理員の共同・協力ができないために、教育としての給食という

点での問題があります。同時に、業務委託によって従事者の処遇が確保され³ず、ワーキングプアにつながるなどの問題があります。

最後に、2点指摘致します。

1点目は、都市建設局の「駅西土地区画整理事業地内擁壁経過観測等経費」150万円の補正と債務負担行為・2年で850万円は、市施行の区画整理事業の区域内で起きた宅地の擁壁のずれや沈下などについて、住民の申し出により検証が行われ、開かれてきた専門家会議の中間答申が本年7月に出され、将来の擁壁安全性の確証を得るための経過観察が必要とされたことで、補正予算として提案されたものです。現状としては、経済的損害は生じていないと判断され、不法行為が成立しないために、保障等は行われていません。しかし、中間報告で指摘されているとおり、締固め不足と盛土施工に対する管理不十分という市の過失があるということが認定されている点です。市施行の工事で、明らかな過失があったこと、そして、そのことが専門家会議による検証が行われるまでわからなかったことは大いに問題です。工事の施行・監理はもちろん、工事終了後の工事検査はどのようになっていたのかと、思わざるを得ません。この事案は、当該区画整理事業における工事の在り方だけに止まらず、市が行うすべて工事の信頼に関わる問題として、都市整備委員会でも指摘しましたように、重く受け止め、市が行うすべての工事の施工・監理・検査の体制を再確認すべきと考えますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、コロナ・物価高騰対策では、今回の補正予算に、介護施設・学校施設等の感染防止・予防対策や、旅行者誘客・滞在促進事業が提案されました。観光客誘致という前に、日々物価高騰にあえぐ市民・地元業者への支援こそ必要と考えます。そういう立場で、私どもは、全国的事例を紹介し、市民や地域事業者に寄り添った市独自の直接的な支援を繰り返し求めてきました。

今議会では、千葉市の1カ月の電気代・ガソリン代などの合計が3万円を超えれば、一律10万円を中小企業・個人事業者へ支給するという「エネルギー価格等高騰対策支援金」を紹介し、事業者への直接支援を求めました。

しめくり質疑の答弁は、今後については「国や県の対策を踏まえ検討する」⁴とのことですが、後追いはかりの対応を抜け出し、市民・事業者に向き合い、寄り添った対応をお願いします。

以上、主な問題点を述べて、補正予算に対する討論を終わります。